リビング・ニーズ特約付
一般団信

保障内容
死亡　高度障害　余命6ヵ月以内

団体信用生命保険とは

団体信用生命保険（団信）とは、住宅ローン等のお客さま（被保険者）に万一のことが発生した場合に、生命保険会社がローン残高に相当する保険金を信用金庫に支払うことで、お客さまに代わり、住宅ローン等を返済する制度です。

■ 団体信用生命保険の保障のイメージ

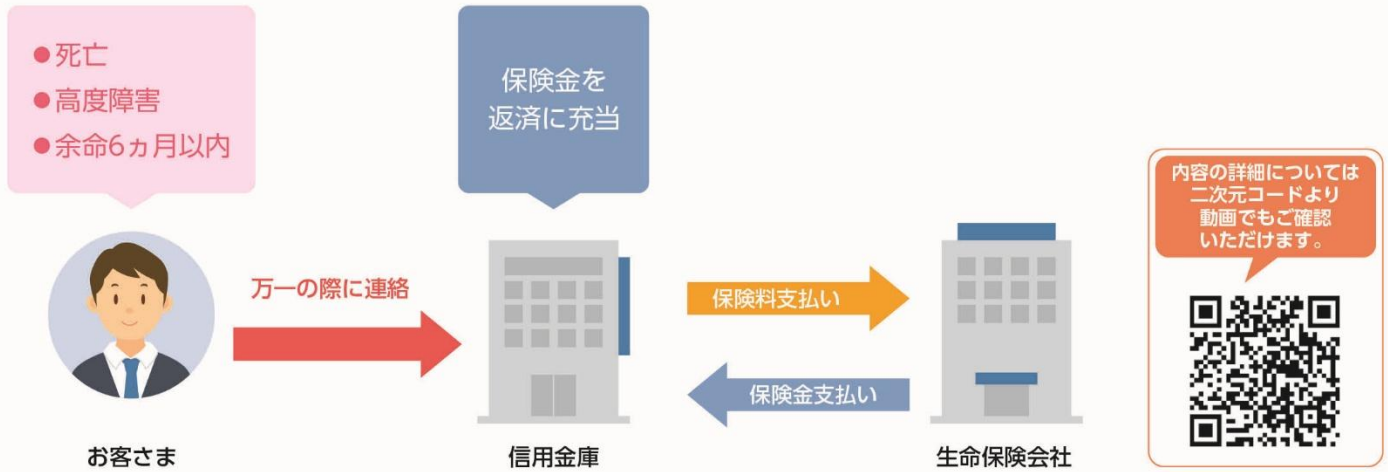

お1人でご加入の場合

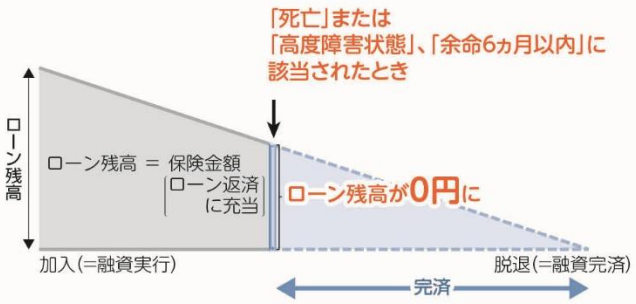

複数でご加入の場合

例：借入金3,000万円、
ご夫婦それぞれ付保割合50%でご加入の場合

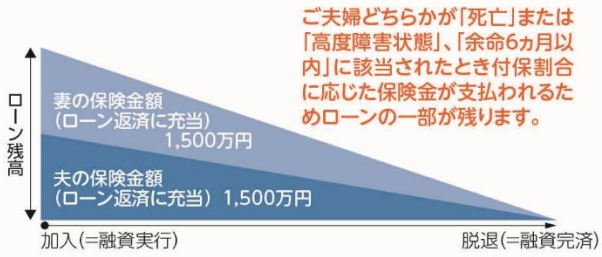

保険金額＝ローン残高×付保割合（%）

留意事項等

❶加入対象者　新たにご融資を受けられる方のうち、満 18 歳以上 70 歳未満で生命保険会社がご加入を承諾した方。

❷保険期間　債務の償還期間、定められた期間または満 80 歳に達した年の 12 月末日までとなります。

❸連帯債務　連帯債務の場合には、連帯債務者間で債務に対する付保割合を設定して加入することができます。

❹加入手続き　融資が実行されるまでに「申込書兼告知書」をご提出のうえ、加入諾否をご確認ください。なお、借入金額（保険金額）が 1 億円を超える場合には、生命保険会社所定の「団体信用生命保険等専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書（※）等をご提出いただくことがあります。
※診断書取得にかかる費用はお客さま（加入申込者）にご負担いただきます。

この保険の詳細については、「加入申込書兼告知書」に添付の「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険　重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。

東京東信用金庫

信用金庫「一般団信」の概要

保険名称	リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険
特徴	この保険は、信金中央金庫を保険契約者、信用金庫を保険金受取人とし、信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）の融資を受けている債務者を被保険者とする生命保険契約です。被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、引受生命保険会社が所定の保険金（＝債務残高）を保険金受取人である信用金庫に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。
お支払事由	保険期間中に死亡、所定の高度障害状態に該当されたとき、または余命が６ヵ月以内と判断されるときに保険金が支払われます。 「所定の高度障害状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。 ①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑧１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの
保険金額	債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（逓減）します。 加入申込者１人あたりの保険金限度額は、他の信用金庫からのお借り入れも含めて、次の①～⑤を通算して３億円以内、かつ④は２億円以内、⑤は１億円以内であること ①信用金庫リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） ②信用金庫がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 ③信用金庫３大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） ④信用金庫団体信用就業不能保障保険・３大疾病保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（※） ⑤信用金庫団体信用就業不能保障保険・リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険 （※）リビング・ニーズ特約が付加される前のご融資も通算に含まれます。
保険金が 支払われない場合 （被保険者が右記のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできないことがあります。）	○保障開始日から１年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡、高度障害状態またはリビング・ニーズ特約保険金のお支払事由に該当されたとき ○告知義務違反による解除 ○詐欺による取り消し・不法取得目的による無効の場合 ○重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。） ○保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき
保障開始日	融資実行日（借り換え融資の場合は、借り換え日、債務引受の場合は、債務引受日）または幹事生命保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。
この契約からの脱退	○保険金のお支払事由に該当されたとき ○債務（融資金額）を完済されたとき（保証人または保証会社による代位弁済を含みます） ○融資を受けた信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）が賦払償還債務でなくなったとき ○融資を受けた信用金庫の住宅ローン等（事業性資金は除く）の債務者でなくなったとき ○満８０歳に達した直後の１２月３１日
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 （事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社）

- **上記「信用金庫「一般団信」の概要」は住宅ローン等（事業性資金は除く）に付帯される保険の概要を説明したものです。**
- **この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険　重要事項に関するご説明」を必ずご確認ください。**